

Ⅶ 所得保障

1 国民年金

国民年金 (保健福祉局保険年金課)

(1) 老齢基礎年金

1 支給要件

大正 15 年4月2日以降に生まれた人が、保険料の納付済期間及び免除期間、合算対象期間を合わせて受給資格年数を満たしている場合、65 歳から支給されます。

2 請求に必要なもの(請求者によって異なりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。)

年金手帳、印鑑(本人が自ら記入する場合は不要)、預貯金通帳、住民票の写し(年金機構でマイナンバーが登録されている場合や、請求書にマイナンバーを記入した場合は原則不要)など

※1 年金の支給は希望により、60 歳以上 65 歳未満の間に繰り上げて(年金額が減額されます。)請求することや、66 歳以後に繰り下げて(年金額が増額されます。)請求することができます。

※2 厚生年金保険または共済組合の加入期間があり、受給資格年数を満たしている人は、各年金制度から年金が支給されます。支給開始年齢(原則 60 歳以降)は、請求者により異なりますので、年金事務所(P133 参照)または共済組合にお尋ねください。

3 窓口

加 国 入 の 年 金 人 の み の 人	第1号被保険者(自営業・学生など)期間のみの人	各区役所保険年金課・入部出張所(保険・福祉係)・西部出張所(保険年金係)(P128 参照)
	第3号被保険者(会社員の配偶者など)期間もある人	年金事務所(P133 参照)
	単一共済組合の加入期間のみの人	共済組合
	複数の共済組合及び厚生年金保険の加入期間のある人	年金事務所

(2) その他の年金(老齢年金, 通算老齢年金, 老齢福祉年金)

老齢基礎年金以外にも次のような年金があります。

1 老齢年金

大正 15 年4月1日以前生まれの人が、国民年金保険料の納付済期間及び免除期間等を合わせて受給資格年数を満たしている場合、65 歳から支給されます。

2 通算老齢年金

大正 15 年4月1日以前生まれの人が、国民年金保険料の納付済期間及び免除期間が合わせて1年以上あり、他の公的年金制度から老齢(退職)年金を受けているか、または通算対象期間と合わせて受給資格年数を満たしている場合、65 歳から支給されます。

※ 1及び2については、大正 15 年4月2日以後の生まれの人でも条件により支給される場合があります。

3 老齢福祉年金

明治 44 年4月1日以前生まれの人、または明治 44 年4月2日～大正5年4月1日生まれで国民年金保険料の納付済期間及び免除期間を合わせて受給資格年数を満たしている人に、70 歳から支給されます。ただし、他の公的年金受給状況や本人、配偶者及び扶養義務者の所得などによる支給制限があります。